

令和5年度 兵庫県保育士修学資金貸付事業の手引

令和5年2月

(注) この手引きの内容は、予告なく変更する可能性がありますので、
必ず最新版の手引きを参照してください。

公益社団法人兵庫県保育協会 保育士修学資金貸付担当

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1
兵庫県福祉センター内 5階

TEL : 078-242-4623 (月～金 9:00～17:00)

E-mail : kashituke@hyogo-hoikukyokai.or.jp



目 次

I	貸付事業の概要	1
II	貸付の手続き	
1	貸付の申請と提出書類	4
2	貸付決定後の手続きについて	6
3	貸付後の各種手続き	6
4	返還免除	8
5	返還	10
6	返還の猶予	10
7	完了	10
III	貸付の流れ	11
IV	提出書類一覧	12
V	保育士修学資金貸付事業に関するFAQ	15

はじめに

保育士修学資金貸付事業は、保育士を目指す方に、修学のための費用を無利子で貸し付ける制度です。提出書類を期限内に提出し、保育業務に従事することで返還の猶予を受けることができ、兵庫県内の保育所等で継続して5年間（一部3年間）働くと、借り受けた修学資金の返済が全額免除されます。

しかし、成績不振により留年した場合や、退学した場合、職場を退職した場合等、返還免除の要件に該当しない場合は、必ず借り受けた修学資金を全額返さなければなりません。

修学資金を借りるのも、返すのも、書類を提出するのも、みなさんご自身です。「修学資金を借りるのは自分」という自覚をもって申請してください。

I 貸付事業の概要

貸付対象	指定保育士養成施設（以下「養成施設」という）の在学学生で、次の要件を満たす者として養成施設から推薦のあった方（神戸市に住民登録している者を除く） ① 養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で勤務する意思を有する ② 学業優秀である（※1） ③ 家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる（※2） ④ 他の地方公共団体等から同種の修学資金等を借り受けていない
募集人数	予算の範囲内
貸付限度額	① 月額5万円〔対象経費：授業料、実習費、教材費等〕 ② 入学準備金20万円 ③ 就職準備金20万円 ※ 返還免除対象施設で働きながら修学する方は、就職準備金の貸付を受けることはできません。 ※ 必要な経費の範囲で貸し付けるため、使途を領収書等（将来の支出の場合には使途の見込み）により確認します。
貸付期間	養成施設に在学する期間 ただし、貸付できる額は修学資金2年間分を限度とします。
他の貸付金との併給	生活福祉資金・父子、母子及び寡婦福祉資金の修学に関する資金等、趣旨を同じくする貸付や国庫補助で実施されている離職者訓練との併給は認められません。 日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについては、<u>個別の経済的状況から併給することがやむを得ない場合は併給が可能です</u>。ただし、保育士修学資金の返還が必要となった場合は、両方の貸付を同時に返還していただくことになりますので、貸付を希望する場合には十分ご注意ください。 なお、貸付の趣旨が異なる他の制度との併給は可能です。
利子	無利子。ただし、正当な理由なく返還計画より遅れると延滞利息（3%）がかかります。
申請手続	申請は、養成施設に入学後、養成施設を通じて行います。
貸付金の送金	年2回、半年分を送金します。ただし、貸付決定時期等に応じて変更することがあります。 ※ 入学準備金は、貸付初年度の前期に合算して送金します。 ※ 就職準備金は、卒業に係る書類等の提出後に送金します。
返還免除	下記の要件を全て満たすと、返還は免除されます。 ① 養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録 ② 兵庫県内（神戸市域含む）の従事先施設（※3）で保育業務に引き続き5年間従事（※4）

※1 学業優秀の目安は、養成施設からの推薦状（様式第1－5号）及び成績証明書の内容をもって判断します。評定平均3.3以上またはGPA2.6以上が目安になります。

※2 家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる所得の目安は、日本学生支援機構の家計基

準（第1種奨学金・私立短期大学）の基準に相当する水準で、世帯全員の総所得額とします（生計を一にする者の所得の合計であり、生計維持者のみの所得ではありません。）。父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

なお、生計維持者の雇病や世帯の構成員の長期療養、震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害等の特別の事情がある場合には、この限りではありませんので推薦状に特別な事情について記載ください。

＜参考：日本学生支援機構 家計基準より（第1種奨学金・私立短期大学）＞

給与所得者・・・源泉徴収票の支払金額（税込み）

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

区分		給与所得者 (年間の給与収入の上限)	給与所得以外 (年間の所得金額の上限)
2人世帯	自宅	756 万円	355 万円
	自宅外	810 万円	402 万円
3人世帯	自宅	647 万円	279 万円
	自宅外	715 万円	326 万円
4人世帯	自宅	725 万円	333 万円
	自宅外	788 万円	380 万円
5人世帯	自宅	960 万円	552 万円
	自宅外	1,054 万円	646 万円

※ 2人世帯については、「母子・父子世帯」の控除を受けることができるため、3人世帯や4人世帯よりも上限額が高くなっています。

※ 申請者自身が給与所得者等の場合や既婚者（夫がいる場合）の場合は、本人及び夫（世帯主）が生計維持者となります。

※ 住民票に記載のある兄弟（学生、無職、社会人）は世帯人数に含めることができます。ただし、同居している祖父母は含めることはできません。

※ 3「従事先施設」は次の施設（公立施設を含む）を指します。

①児童福祉法第6条の2の2第2項・4項に規定する児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設（児童発達支援事業、放課後等デイサービスなど）

②児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

③児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設

④児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設

⑤学校教育法に規定する幼稚園で次のいずれかの条件を満たすもの

- ・預かり保育を常時実施
- ・認定こども園に移行予定

⑥就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園（保育所型、幼稚園型、幼保連携型、地方裁量型の全類型を含む）

⑦児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村が実施又は同条第2項の規定により市町村の認可を受けた次の事業

- ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

- ⑧病児保育事業（都道府県知事等に児童福祉法第34条の18第1項に基づく届出を行ったもの）
- ⑨放課後児童健全育成事業（児童福祉法第34条の8第2項の規定により市町村が実施又は市町村長に同条2項に基づく届出を行ったもの）
- ⑩一時預かり事業（都道府県知事等に児童福祉法第34条の12第1項に基づく届出を行ったもの）
- ⑪子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑫認可外保育施設のうち以下に掲げるもの
- ・児童福祉法第59条の2等の規定により都道府県知事等に届出を行っている認可外保育施設
 - ・雇用保険法施行規則第116条に規定する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金又は「看護職員確保対策事業等の実施について」（平成22年3月24日医政発0324第21号）に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設・院内保育所等
- ⑬子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業
- なお、国立児童支援施設等（国立高度専門利用研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。）で引き続き5年間勤務する場合も返還免除の対象となりますが、これらの施設において業務に従事する場合には、「兵庫県の区域」は「全国の区域」とします。

※4 従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

過疎法に規定する過疎地域で従事した場合や、中高年離職者（入学時45歳以上で、離職して2年以内）は3年間で免除されます。

Ⅱ 貸付の手続き

1 貸付の申請と提出書類

(1) 申請

保育士修学資金（以下、「修学資金」という）の貸付を希望する場合は、連帯保証人を立てて、下記の書類を準備し、養成施設を通じて兵庫県保育協会（以下、「県保育協会」という）に提出してください。申請書等は在学する養成施設からお受け取りいただくか、県保育協会ホームページからダウンロードしてください。

〈提出先〉

公益社団法人兵庫県保育協会 保育士修学資金貸付担当 宛
〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

〈申請者が作成・準備する書類〉※⑩～⑬の書類については、該当する場合にのみ提出

- ① 貸付申請書（様式1-4）
- ② 学校成績証明書（1年生は最終卒業学校の証明書、それ以外は前学年の証明書）
※ 卒業証明書ではなく、成績が記載された「成績証明書」により確認します。
- ③ 住民票又は住民票記載事項証明書（申請者を含む世帯分）
※ マイナンバーが記載されていないもので、申請日より前3か月以内に発行されたもの。
※ 外国籍の方は滞在資格が永住権である場合のみ貸付対象となります。
- ④ 申請者と申請者の生計を支える世帯全員の収入の状況を証明する書類
世帯の所得は、原則として次の書類により確認します。なお、特段の事情を確認する場合等、上記の書類のみで判断が難しい場合には、別に書類の提出を指示する場合があります。

区分		必要書類
給与所得者		源泉徴収票のコピー
給与所得以外	確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合	確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）※
	確定申告を電子申告により行った場合	申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）

※ 税務署の受付印がないものは、加えて市区町村役場発行の「所得証明書」又は「納税証明書」（有料）が必要

- ⑤ 連帯保証人の直近の収入の状況を証明する書類（源泉徴収票等）
- ⑥ 連帯保証人の住民票（マイナンバーは省略されたもので、申請日より前3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 個人情報取扱同意書（様式1-6）
- ⑧ 作文「保育士を目指したきっかけ・保育分野での将来の夢」
- ⑨ 申請期間に係る学費の一覧（入学のしおりのコピーまたは参考様式⑩）
- ⑩ 他の奨学金等を借入れている場合は、借入状況の分かる書類（奨学生証のコピー等）
- ⑪ 他の奨学金を減額または辞退する意思表示（参考様式⑪または任意書類）
- ⑫ 入学準備金を利用した使途の分かる書類（領収証添付）
- ⑬ 中高年離職者に該当する場合は、証明できる書類（離職直前の雇用主の発行する離職証明、雇用保険受給資格者証のコピーなど）。

※ 中高年離職者とは、養成施設入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者を指し、返還免除の要件である5年間の該当業務への従事が3年間に短縮されます。

〈養成施設が作成する書類〉

- ① 申請者一覧表（参考様式⑧）
- ② 推薦状（様式1-5）

※ 貸付対象要件を満たす者を推薦してください。要件を満たしていない場合で、特別な事情の記載がない場合は、申請書類を返却します。

〈連帯保証人について〉

連帯保証人は2名とし、1名は、原則として父母またはこれに代わる人、もう1名は、独立して生計を営む原則 20 歳以上 65 歳未満の方にしてください。独立して生計を営むとは、社会人になり一人暮らしをしている兄弟や、叔父等は対象となりますが、配偶者に扶養されパート等で就業している叔母等は対象になりません。

なお、生活保護を受給中または無収入である方は連帯保証人にはなれません。

〈他の奨学金との併給を受ける場合〉

基本的に趣旨が同様の他制度との併給は好ましくありませんが、養成施設への修学のために必要な学費を超えない範囲で他の奨学金（日本学生支援機構等）との併給を認めています。ただし、保育士修学資金が返還になった場合は、両方の貸付を同時に返還していくことになります。当貸付を160万円（最大）借入した場合は、毎月33,333円の返還が発生します。他の制度を利用している場合には、十分にご注意ください。

なお、他の奨学金等を借り入れている場合（予定を含む）は、必ず申請書の「他の奨学金等の申込状況」欄に記入のうえ、「他奨学金等の利用状況及び辞退・減額の計画について（参考様式⑪）」も併せて提出ください。

また、他の奨学金と当貸付を合算すると学費を超えてしまう場合は、他の奨学金または、本修学資金を減額または辞退していただくことが必要です。減額または辞退の意志については、「他奨学金等の利用状況及び辞退・減額の計画について（参考様式⑪）または任意書類」により確認します。

※財源に国庫補助を含むものや、本修学資金と同様の目的をもつもの等、併給できない貸付金もあります。

【併給ができないものの例】

修学資金貸付制度・生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金・職業訓練受講給付金（求職者支援制度）・離職者等再就職訓練・ひとり親家庭自立支援給付金・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金・高等職業訓練促進給付金

〈申請書類作成上の注意点〉

- ① 申請者がご自身で記入してください。連帯保証人欄はそれぞれの欄を各自が記入してください。代筆は認められません。
- ② 黒色ボールペンで記入してください。鉛筆やこすると消えるボールペンを使用した場合、作成し直していただきます。
- ③ 文字を訂正する際は、修正テープを使用せず、訂正箇所を二重線で消し訂正印（印鑑＝実印）を押し、書き直してください。
- ④ 住所は、それぞれの欄を各自が正確に記入してください。「同上」、「〃」等は認められません。

（2）貸付決定

県保育協会では、提出された申請書などの内容を貸付審査会において審査し、貸付が適当と認められた方に養成校を通じて貸付決定通知書を交付します。

(3) 決定の取消し・貸付の休止

県保育協会は、退学等により修学生が貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと判断した場合には、文書により貸付決定を取り消します。

取消しを受けた場合は、借り受けた修学資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「5 返還」の項目を確認してください。

また、修学生が停学や、休学した場合には、事由の生じた日の属する月の翌月から事由が解消した日の属する月まで、貸付を休止します。

2 貸付決定後の手続きについて

(1) 貸付金の送金手続き

貸付決定を受けた方は、養成施設を通じて下記の書類を提出ください。

- ① 借用証書（様式4）
- ② 申請者、連帯保証人に係る印鑑登録証明
- ③ 振込口座の通帳のコピー

※ 金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義（申請者の名義に限る）がわかるコピーを提出ください。なお、実店舗のない銀行への送金は対応できません。

- ④ 誓約書（様式2）
- ⑤ 他の奨学金の借入を減額又は辞退したことが確認できる書類

(2) 貸付金の送金

年2回、半年分を送金します。ただし、貸付決定時期等に応じて変更することがあります。

複数年度貸付を受ける場合は、年度初めに「在学確認書」を提出ください（様式は県保育協会のホームページからダウンロード可能）。

※ 入学準備金は、貸付初年度の前期に合算して送金します。

※ 就職準備金は、内定通知の写し等を提出していただいた後、送金します。

送金の際には、領収書等添付が必要になりますので、就職に当たって必要な物を購入した際には、領収書等を保管ください。

3 貸付後の各種手続き

(1) 在学中

事項	提出書類
氏名・住所等を変更したとき	・住所・氏名等変更届（様式6） ・証明できる書類（戸籍抄本、住民票等）
連帯保証人の氏名・住所が変更したとき	・住所・氏名等変更届（様式6） ・証明できる書類（戸籍抄本、住民票等）
連帯保証人を変更するとき	・住所・氏名等変更届（様式6） ・個人情報の取扱同意書（様式1-6） ・証明できる書類（戸籍抄本、住民票等） ・直近の収入の状況を証明する書類（源泉徴収票等） ・印鑑登録証明書
振込口座を変更したとき	・振込口座変更届（様式7）
退学、休学、復学、留年、停学その他の処分を受けたとき	・停学・復学・退学等届（様式16-2） ・証明できる書類
借受人が死亡したとき	・死亡届（様式16-3） ・証明できる書類

貸付を辞退するとき	・ 辞退申出書（様式 13）
保育協会から求めがあったとき （複数年の貸付を受けた者・複数年在学する者）	・ 在学確認書（参考様式⑩）

（２）養成施設卒業時

① 卒業届（様式 16-4）の提出

養成施設を卒業後、4月 10 日までに卒業届（様式 16-4）及び卒業証明書の写しを県保育協会に提出ください。

② 保育士登録済通知書の写しの提出

3 月末卒業者は、お手元に保育士登録済通知書が届きますので、写しを提出ください。

＜就職準備金の決定を受けている場合＞

上記書類の他に下記書類を提出ください。

① 内定通知書の写しや就職予定先が確認できる書類

② 就職準備金に使用した使途一覧（参考様式⑨）

③ 領収書や見積書（見積書を提出した場合は、後日領収書を郵送ください。）

※就職準備金の貸付を辞退する場合は、辞退申出書（様式 13）を提出ください。

（３）資格登録時

「保育士登録機関登録事務処理センター」に登録の手続きをしてください。「保育士証」が届きましたら、写しを資格登録届（様式 16-5）とともに、7月 20 日までに県保育協会へ提出ください。保育士証のコピー及び資格登録届の提出を以って保育士資格が登録できたことを確認します。

卒業後 1 年以内に資格登録をしない場合には、貸し付けた修学資金を返還していただくことが必要になります。返還の手続きは、「返還」の頁を確認してください。

＜登録にかかる注意点＞

修学資金の返還免除要件となる 5 年間の業務従事期間は、保育士資格登録後に業務に就いた日の属する月から算出します。該当業務に 5 年間従事しても登録していない場合には、返還免除要件を満たしませんのでご注意ください。

（４）業務への従事を開始したとき

① 業務従事届の提出

従事先施設（2 頁参照）で保育業務に従事している間は、返還の猶予を受けることができます。従事日から 20 日以内に県保育協会へ業務開始届（様式 16-6）及び返還猶予申請書（様式 20）をご提出ください。

② 従事状況の報告

毎年 4 月 20 日までに業務従事届（様式 16-8）及び返還猶予申請書（様式 20）を県保育協会へご提出ください。同一期間内に複数の事業所で従事された場合又は非常勤職員の場合、従事期間証明書（参考様式③ - 1）及び更新年の雇用通知書のコピーも併せてご提出ください。

（５）業務開始後

事項	提出書類
氏名・住所等を変更したとき	・ 住所・氏名等変更届（様式 6） ・ 証明できる書類（戸籍抄本、住民票等）

連帯保証人の氏名・住所が変更したとき	・住所・氏名等変更届（様式6） ・証明できる書類（戸籍抄本、住民票等）
連帯保証人を変更するとき	・住所・氏名等変更届（様式6） ・個人情報の取扱同意書（様式1－6） ・証明できる書類（戸籍抄本、住民票等） ・直近の収入の状況を証明する書類（源泉徴収票等） ・印鑑登録証明書
借受人が死亡したとき	・死亡届（様式16－3） ・証明できる書類
借受人が勤務先を休職したとき	・保育所等退職等届（様式14） ・休職した理由が確認できる書類（診断書等）
借受人が勤務先に復帰したとき	・保育所等復帰届（様式15）
借受人が勤務先を退職（再就職した場合を含む）したとき	・従事先変更届兼指定施設証明届（様式16－7） ・証明できる書類（退職証明書、離職証明書、従事期間証明書） ・新たな勤務先の辞令または雇用契約書のコピー
従事日から1年経過するごと	・業務従事届（様式16－8） ・返還猶予申請書（様式20） 【非常勤職員の場合下記書類も提出】 ・従事期間証明書（参考様式③－1） ・更新年の雇用通知書や契約書のコピー
返還免除要件を満たしたとき	・完了届（様式16－9） ・従事期間証明書（参考様式③）

4 返還免除

（1）当然免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全額免除が受けられます。要件に該当された場合は、20日以内に県保育協会へ書類を提出ください。

〈免除の事由〉

- ① 「従事先施設」（2頁参照）で保育業務に引き続き5年間従事したとき
- ② 保育業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する疾病等のため業務を継続することができなくなったとき
⇒提出書類等については、事前に県保育協会へ連絡ください。

〈提出書類〉

- ① 完了届（様式16－9）
- ② 従事期間証明書（参考様式③）
- ③ 保育業務上の事由による就労不能の場合には、当該事由を証明する書類・返還免除申請書（様式21）

Ex.死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

〈留意事項〉

業務従事期間の算出について

- ・ 修学資金の返還免除要件となる業務従事期間は、保育士資格登録後に業務に従事した日の属する月から算出します。
- ・ 出産休暇、育児休暇の期間、災害等やむを得ない事由で就業できない期間中は、引き続き業務に従事している期間とみなします。ただし、業務従事期間には算入しません。
- ・ 返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続（※）していることが必要です。ただし、新たな就職先を探している場合など、特段の事情がある場合には、通算することができます。
※ 月を単位として継続している必要があり、退職翌月に就職すれば連続しているとみなしますが、就職が翌々月以降になった場合には、特段の事情がない限り、返還が必要となります。
- ・ 県内の事業所等に就職後、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず県外の従事先施設で勤務することとなった場合には、県外で従事した期間を業務従事期間に算入することができます。
- ・ 過疎地域自立支援促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合の免除要件は、連続した業務従事期間が 3 年に達した時点で満たすこととなります。3 年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、通算 5 年に達した時点で免除要件を満たすこととなります。
このほか、中高年離職者（入学時 45 歳以上で、離職して 2 年以内）も 3 年間に達した時点で免除されます。

（2）裁量免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全部又は一部免除を申請することができます。要件に該当された場合は、20 日以内に県保育協会へ書類を提出ください。県保育協会は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

〈免除の事由〉

- ① 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき
- ② 2 年以上従事先施設で保育業務に従事したとき（本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合（自己都合等）などについては、適用しません。）

〈免除される額〉

返還すべき債務の残額の全部又は一部

【2 年以上従事先施設で保育業務に従事していた場合の免除額の計算方法】

返還免除額＝ 借入金額 × {就業した月数 / (貸付月数 × 5 / 2)}

※ 中高年離職者の場合は、5 / 2 に代えて 3 / 2

※ (貸付月数 × 5 / 2) が 24 に満たない場合は 24 とする。

※ {就業した月数 / (貸付月数 × 5 / 2)} が 1 を超えるときは 1 とする。

〈提出書類〉

- ① 返還免除申請書（裁量免除分）（様式 2 1）
- ② 従事期間証明書（参考様式③）

③ 事実を証する書類

Ex.死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

疾病等の場合：医師の診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

5 返還

返還事由が生じた場合には、速やかに県保育協会へ連絡し、返還事由が生じた日から 20 日以内に県保育協会へ返還計画書（様式 19）を提出ください。

〈手続き〉

県保育協会に、返還計画書（様式 19）を提出し、承認を受けてください。県保育協会は、提出された申請書などの内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。

承認された返還計画を変更する場合には、事前に県保育協会と相談の上、返還計画を改めて提出ください。県保育協会は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

〈提出書類〉

① 返還計画書（様式 19）

※ 返還は、県保育協会から特に承認を受けた場合を除いて、返還事由が生じた日の属する月の翌月から開始し、貸付を受けた期間に相当する期間の 2 倍の期間内（貸付期間が 2 年の場合、4 年以内）に返還しなければなりません。

※ 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払い方式となります。ただし、虚偽又は不正な方法で貸付を受けた場合には、一括返済となります。

6 返還の猶予

次の要件に該当する場合に、県保育協会に申請し、承認を得たときには、返還が猶予されます。

〈猶予事由〉

- ① 資金の貸付けを中止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 県内において保育に関する業務に従事しているとき
- ③ 被災、傷病、心身の故障その他やむを得ない事由により資金の返還が困難であると認められるとき

〈提出書類〉

- ① 返還猶予申請書（様式 20）
- ② 猶予事由を証明する書類

7 完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、書面にて借受人及び連帯保証人に通知するとともに、借用証書（様式 4）を借受人に対して返却します。

Ⅲ 貸付の流れ

県保育協会	養成施設	借受人
1 借入時 ① 各施設へ貸付希望者の取りまとめを依頼	② 貸付希望者の募集について学生に周知 ④ 学生の貸付申請書を取りまとめ、推薦書及び一覧表を付して県保育協会へ提出	③ 貸付申請書の作成
⑤ 貸付申請書の審査・貸付決定 ⑥ 貸付決定の通知及び借用書等の提出依頼	⑦ 貸付決定通知書の学生への交付 ⑨ 借用証書の取りまとめ、県保育協会への提出	⑧ 借用証書の作成・提出
⑩ 資金の交付手続き		
2 借入後 (事由が生じた場合に報告) ③ 届出の受理 ④ 通知発出（必要な場合） ・契約解除 ・返還命令又は返還免除	② 学生からの届出を受け取り、県保育協会に提出 ⑤ 通知の学生への交付	① 次の場合に県保育協会へ届出 ・借受人・保証人に変更が生じたとき ・養成校を退学等するとき ・貸付を辞退するとき 等 ⑥ 書類の受領
3 返還命令を受けた場合 ③ 報告書・申請書の審査・受理 ④ 免除（不）承認の通知	② 学生からの届出を受け取り、県保育協会に提出 ⑤ 県保育協会からの通知を受け取り学生に交付	① 次の書類を提出 ・返還計画書 （裁量免除を受ける場合） ・返還免除申請書（裁量免除分） （返還猶予を受ける場合） ・返還猶予申請書
4 借受者の卒業年度 ① 卒業生用の事務手続きに関する様式等の配布依頼（2月上旬） ⑤ 卒業届等の受理	② 貸付者へ案内配布 ④ 卒業届・登録届・就職準備金使途一覧等取りまとめ、県保育協会へ提出（4月10日必着）	③ 卒業届・登録届・業務従事届等の提出

※ 卒業書類提出後は、借受人と県保育協会の間で直接書類をやりとりする。

Ⅳ 提出書類一覧

(1) 申請時

提出書類	様式	備考
貸付申請書	様式1-4	1部
	任意	入学準備金の使途を明らかにする資料(領収書等)
推薦状	様式1-5	1部(養成施設が作成)
学校成績証明書	各校の様式による	1年生は最終卒業学校の成績証明書、それ以外は前学年の成績証明書
住民票又は住民票記載事項証明書(申請者の世帯分)	各市町の様式による	1部 ※マイナンバーは省略されたもので、申請日より前3か月以内に発行されたもの。
個人情報取扱同意書	様式1-6	1部
申請者と申請者の生計を支える世帯全員の収入の状況がわかる資料	各1部	・源泉徴収票のコピー(給与所得者) ・確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し(税務署の受付印があるもの)又は申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知を添付)(給与所得以外)
連帯保証人の収入の状況がわかる資料	各1部	源泉徴収票 等
連帯保証人の住民票	各市町の様式による	1部 ※マイナンバーは省略されたもので、申請日より前3か月以内に発行されたもの。
作文	1部	「保育士を目指したきっかけ・保育分野での将来の夢」について記入すること。
申請期間に係る学費の一覧	1部	入学のしおりのコピーまたは参考様式⑪
修学費用の見込み及び他奨学金等の利用状況について	参考様式⑪	貸付を希望する期間に係る費用の総額。 他奨学金等の利用状況及び支給額の総額。 ※参考様式⑪に収まらない場合は、任意様式で代用可。
他の借入金・奨学金を利用している場合には借入状況のわかる資料	任意	奨学証書 等
離職直前の雇用主の発行する離職証明、雇用保険受給資格者証の写し等	1部	中高年離職者(養成施設入学時に45歳上の者であって、離職して2年以内の者)に該当する場合のみ提出

(2) 貸付決定を受けたとき

提出書類	様式	備考
借用証書	様式4	1部 ※保証人の連署及び印紙の貼付が必要です。 ※申請者、連帯保証人それぞれが自署のこと。
印鑑登録証明	各市町の様式による	本人、連帯保証人分
通帳の写し等	任意	振込先を確認できるもの ※申請者名義のものに限る。実店舗のない銀行への送金に対応できません。
他の奨学金の借り入れを減額又は辞退したことが確認できる書類	任意	奨学金貸与月額変更願（写し）等 ※養成校の押印のあるもの

※借用書に貼付が必要な印紙の額は、借入金総額に応じて次のとおりです。

借入額	印紙
10万円を超え50万円以下	400円
50万円を超え100万円以下	1,000円
100万円を超え500万円以下	2,000円

(3) 該当する事実が生じた場合に提出しなければならないもの

① 共通

提出するとき	書類	様式	備考
借受人・連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	住所・氏名等変更届	様式6	1部
	事実を証する書類	住民票・戸籍抄本等	1部
振込口座を変更するとき	振込口座変更届書	様式7	1部
	通帳の写し等	任意	1部
貸付を辞退・減額するとき	辞退申出書	様式13	1部
借受人が死亡した時	死亡届	様式16-3	1部
	事実を証する書類	任意	1部
連帯保証人を変更するとき	住所・氏名等変更届	様式6	1部
	個人情報取扱同意書	様式1-6	1部
	事実を証する書類	住民票・戸籍抄本等	1部
	直近の収入状況を証明する書類	源泉徴収票等	1部
	印鑑登録証明書		1部

② 在学中から卒業まで

提出するとき	書類	様式	備考
学年が変わったとき	在学確認書	参考様式⑩	1部
退学、休学、復学、留年、停学その他の処分を受けたとき	停学・復学・退学等届	様式16-2	1部
	事実を証する書類	任意	1部
卒業したとき	卒業届	様式16-4	1部

	事実を証する書類	任意	1部
--	----------	----	----

③ 卒業後従事期間を満了するまで

提出するとき	書類	様式	備考
保育士資格の登録票が届いたとき	登録票の写し	任意	1部
保育士資格証が届いたとき	資格証の写し	任意	1部
	資格登録届	様式16-5	1部
就職したとき	業務開始届	様式16-6	1部
	事実を証する書類	雇用契約書の写し等	1部
	返還猶予申請書	様式20	1部
就職準備金の送金を受けるとき	内定通知の写し等	任意	1部
	使途一覧	参考様式⑨	1部
	領収書や見積書等	任意	1部
借受人が勤務先を退職し再就職したとき	従事先変更届兼指定施設証明届	様式16-7	1部
	事実を証する書類	雇用契約書の写し等	1部
勤務先を休職したとき	保育所等退職等届	様式14	1部
	事実を証する書類	診断書等	1部
	従事期間証明書	参考様式③	1部
勤務先を復職したとき	保育所等復帰届	様式15	1部
業務開始後、1年経過すること	業務従事届	様式16-8	1部
	返還猶予申請書	様式20	1部
返還免除要件（引き続き5年又は3年従事）を満了したとき	完了届	様式16-9	1部
	従事期間証明書	参考様式③	1部

(4) 返還命令を受けたとき

提出書類	様式	備考
返還計画書	様式19	1部

① 裁量免除を受ける場合に提出を要するもの

提出書類	様式	備考
返還免除申請書（裁量免除分）	様式21	1部
従事期間証明書	参考様式③	
返還免除理由を証する書類	任意	

② 返還猶予を受ける場合に提出を要するもの

提出書類	様式	備考
返還猶予申請書	様式20	1部
返還猶予理由を証する書類	任意	従事期間証明書等を1部

V 保育士修学資金貸付事業に関するFAQ

1 貸付対象者の条件は何か

【回答】

優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方を対象とします。

(目安となる基準)

① 優秀な成績を修める見込みのある者

→ 養成施設からの推薦状(様式第1-5号)及び成績証明書の内容をもって判断します。(評定平均3.3以上またはGPA2.6以上の者)

② 貸付を受けなければ経済的に修学が困難と見込まれる世帯

→ 家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる所得の目安は、日本学生支援機構の家計基準(第1種奨学金・私立短期大学)の基準に相当する水準で、世帯全員の総所得額とします(生計を一にする者の所得の合計であり、生計維持者のみの所得ではありません。)。父母がいる場合は、原則として父母(2名)が生計維持者となります。申請者自身が社会人や既婚者(夫がいる場合)の場合は、本人及び夫(世帯主)が生計維持者となります。

なお、生計維持者の罹病や世帯の構成員の長期療養、震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害等の特別の事情がある場合には、この限りではありませんのでご注意ください。特別の事情については、推薦状の内容をもって判断します。

2 「学費」には、どのような費用を含めてよいか

【回答】

修学費用については、養成施設において作成されている「受験生のしおり」等の学費について案内されている費用や、教材費が該当します。

3 編入学生は貸付の対象となるのか。

【回答】

編入学生も貸付の対象となります。

4 貸付対象施設に通信制の養成施設は含まれるのか。

【回答】

貸付対象施設に含まれます。ただし、返還免除対象施設で働きながら修学する場合は、就職準備金の貸付を受けることはできません。

5 日本学生支援機構等の奨学金との併給は、どうなるのか。

【回答】

この事業の趣旨は、学生等に対し学費等、修学費用の必要相当額を貸し付けることであるため、修学のために必要な範囲での併給を認めています。

学費の補助を目的とする奨学金を受給し、本貸付額と合わせると学費等、修学費用の必要相当額を上回るような場合には、修学費用の必要相当額の範囲に収まるよう、奨学金又は本貸付の借入額を減額または辞退していただくことになります。

なお、財源に国庫補助を含むものや、本修学資金と同様の目的をもつもの等、併給できない貸付金もあります。

(併給ができないものの例)

修学資金貸付制度・生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金・職業訓練受講給付金（求職者支援制度）・離職者等再就職訓練・ひとり親家庭自立支援給付金・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金・高等職業訓練促進給付金

- 6 既に日本学生支援機構等の奨学金を借りている学生も多いが、奨学金を減額して修学資金貸付に申し込む場合、どのように対応したらよいか。奨学金の減額申請を行っておくことが必要となるか。

【回答】

修学資金貸付が決定した場合に、日本学生支援機構等の奨学金の減額・辞退を行うこととする場合には、その旨を参考様式⑫に記載し、提出ください。

なお、申請時点で奨学金の減額・辞退の手続きを始めていた場合でも、要件を満たしていない場合には、修学資金貸付を受けられない可能性がありますので、その点を踏まえて対応してください。

- 7 修学資金の貸付が決定したら奨学金を辞退する予定の場合、申請書の「他の資金、奨学金等の申込状況」等をどのように記載すればよいか。

【回答】

保育士修学資金の申込み時点では奨学金を借り入れしている状況ですので、辞退前の額を記入し、あわせて参考様式⑫にて辞退の手続きについても記載してください。

なお、この場合、貸付決定後に辞退状況の確認を行います。

- 8 父母がいない場合の連帯保証人は誰が該当するか。

【回答】

申請者の兄弟姉妹（成人し、独立して生計を営んでいること）、おじ、おば等の4親等以内の親族が該当します。該当者について、判断に迷われる場合はお問合せください。

- 9 留年した場合にはどうなるのか

【回答】

学業成績が著しく不良になったことを理由に留年になった場合は、以後の貸付を停止し契約を解除します。なお、借入した修学資金は返還となりますが、引き続き養成施設に在学しているときには返還の猶予を受けられます。

また、災害、疾病、負傷等やむを得ない事由により留年となった場合には、貸付を停止しないこととすることもできます。

なお、どのような理由による場合でも、留年した場合には様式16-2及び事実を証明する書類等を提出してください。

- 10 本社が兵庫県内にある事業者就職し、配属先が他県にある事業所となる場合や、他県に本社があり、兵庫県内の事業所に配属される場合には、返還免除を受けられるか。

【回答】

業務従事期間に算入できるか否かは、本社の所在地ではなく、業務に従事する保育所等の所在地により判断します。

なお、就職後、人事異動により本人の意思によらず他県にある保育所等で勤務することとなった場合には、県外で従事した期間も業務従事期間に算入することができます。

- 11 就職準備金は卒業時に加算するとされているが、4年制の養成施設の学生の場合、どのように貸し付けるのか。

【回答】

月額の貸付金とは別に、卒業時に就職準備金のみを貸し付けます。

- 12 4年生の保育士養成施設に在学する者に貸付を行う際に、2年間の貸付額を4年間に分けて貸付を行うことは可能か。

【回答】

兵庫県では、申請者一人に対し最大2年間の貸付としています。4年間に分けて貸付を行うことはできません。

- 13 保育士資格と幼稚園教諭資格の両方を有する保育士修学資金借受者が、市町等に採用され、幼稚園に幼稚園教諭として配属された場合、返済免除期間として算定できるか。

【回答】

配属された幼稚園において、「幼稚園教諭」として従事している期間は、返済免除条件の5年に算入することはできません。ただし、預かり保育を週5日以上実施している幼稚園及び貸付対象者が入職してから5年以内に認定こども園へ移行を予定している幼稚園で勤務する場合には、返済免除条件の5年に算入することができます。

なお、本人が保育士として働く意思を持っている場合、要綱に定める「その他やむを得ない事由があるとき」に該当するものとして、幼稚園教諭として幼稚園に配属されている期間を返還債務の猶予期間とすることができますが、その場合には「返還猶予申請書（様式20）」を、勤務している間毎年度提出してください。また、その際には、添付書類として、「本人が保育士として働く意思を持っている旨の申立書」（様式任意）をあわせて提出してください。

- 14 過疎地域自立支援促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域はどこか

【回答】

次の地域が該当します。（総務省 HP 参照）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

- 15 卒業後に就業したが、自己都合で退職し、一度返還が始まった場合、その後再就職して5年間勤務したとしても返還免除は適用されるのか。

【回答】

災害等やむを得ない事由で業務に従事できなかったという場合を除き、引き続き勤務していただくことが返還免除要件となっているため、返還が開始した後に5年間勤務したとしても返還免除にはなりません。

- 16 返還の開始時期について、猶予期間はあるか。

【回答】

返還の開始時期は、県保育協会の承認を受けた返還計画の内容により定まるため、承認を受けることで猶予期間を設定することは可能です。

ただし、返還は、返還の理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間に相当する期間の2倍の期間内に行っていただくことが原則となっており、返還の開始時期を遅らせた場合でも、特に必要があると認められない限り、期間の終期は変更されません。

17 返還を延滞した場合、個人情報情報機関に登録されることになるか。

【回答】

現在、貸付実施主体は信用情報機関には加盟しておりません。

ただし、他の修学資金の借入の有無の確認のため自治体・社会福祉協議会等へ確認を行う場合や債権回収を弁護士等に委任した場合等において、借入人に係る個人情報を、貸付申請時に提出いただく個人情報取扱同意書の範囲内で利用させていただく場合があります。

【個人情報の利用が考えられるケース】

- ① 貸付の決定、貸付の内定、一時償還、貸付の停止、償還猶予・免除等について審査するため、借受人等（借入申込者、連帯保証人、相続人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について県保育協会から兵庫県に提供します。
- ② 申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する養成施設へ提供・照会することがあります。
- ③ 返還の猶予及び免除に関わる業務従事者の事実確認のために、業務従事先の保育所等借受人の情報について提供・照会することがあります。
- ④ 重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県等へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について他の都道府県等の保育士修学資金等貸付事業の実施主体へ個人情報の提供・照会をすることがあります。
- ⑤ 申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。
- ⑥ 貸付金の交付および償還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。
- ⑦ 返還金の回収に際して、弁護士等に借受人等の情報を提供することがあります。

18 保育士資格取得後、幼稚園教諭免許取得のため専修課程に更に2年在学する場合があるが、その場合も返還が必要になるのか。また、4年生大学への編入の場合はどうか。

【回答】

養成施設に在学している場合には返還が猶予されます。なお、その場合には、進学時に卒業届（様式16-4）と合わせて返還猶予申請書（様式20）を提出していただく必要があります。

養成施設以外の4年生大学への編入等の場合には、やむを得ないと認められる事情が無い限り、原則として返還が必要となります。

19 従事先施設以外に就職した場合の返還方法について、毎月の返還額を知りたい。

【回答】

貸付を受けた期間の2倍の期間内（貸付期間が2年間の場合は4年以内）に返還しなければいけないので、例えば、2年間で120万円の修学資金を借りた場合に、毎月の返還を選択した場合は、毎月25,000円を48回で返還していただくことになります。

20 非常勤で勤務する場合でも返済免除の適用を受けられるか。

【回答】

雇用形態は常勤職員に限られませんが、非常勤職員（臨時職員やパート）として勤務する場合、1,825日以上雇用され、保育の業務に従事した期間が960日以上有ることが必要となります。また、1日6時間以上かつ週の勤務時間30時間以上の勤務が必要です。